

令和2年3月12日

埼玉県内の裁判所を利用される皆様へ

さいたま地方裁判所

さいたま家庭裁判所

### お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、下記のとおり御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 裁判等の当事者等の方へ

新型コロナウイルス感染症にり患した人、その疑いのある人若しくはそれらの人と濃厚接触した場合又は発熱等の症状がある場合（以下「発熱等の症状がある場合」といいます。）は、事前に速やかに担当係まで御連絡ください。

担当係の連絡先が分からない場合は、手続を行っている裁判所に、その旨を御連絡下さい。

#### 2 傍聴を希望される方へ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、傍聴を希望される方に、隣の席と間隔を空けて着席していただくよう、お願いすることとなりました。

また、発熱等の症状がある場合は、裁判の傍聴をお控えください。

御協力のほどよろしくお願いいたします。